

令和 4 年度

那須塩原市健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書

那須塩原市監査委員



那塩監査第26号

令和5年8月21日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎 様

那須塩原市監査委員 島 田 淳



那須塩原市監査委員 平 山 武



令和4年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率に関する
審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条
第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和4年度決算に係る
健全化判断比率及び資金不足比率について、それらの算定の基礎となる事項を記
載した書類を那須塩原市監査基準に基づいて審査したので、その結果について次
のとおり意見書を提出します。

令和4年度那須塩原市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

この審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、市長から審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

健全化判断比率及び資金不足比率	決算に係る比率 (%)		早期健全化基準又は経営健全化基準 (%)
	令和4年度	令和3年度	
1 実質赤字比率	—	—	11.89
2 連結実質赤字比率	—	—	16.89
3 実質公債費比率	3.0	3.1	25.0
4 将来負担比率	—	—	350.0
5 資金不足比率			
(1)水道事業	—	—	20.0
(2)下水道事業	—	—	20.0
(3)温泉事業	—	—	20.0
(4)産業団地造成事業	—	—	20.0

注 「—」は、赤字又は資金不足を生じていないため当該数値については該当がないことを表す。

(2) 個別意見

- ① 経営健全化比率について
 - ア 実質赤字比率について

令和4年度は、一般会計等実質赤字額がないため、該当なし。
 - イ 連結実質赤字比率について

令和4年度は、連結実質赤字額がないため、該当なし。
 - ウ 実質公債費比率について

令和4年度は、令和3年度から0.1ポイント改善され3.0%となった。
これは早期健全化基準の25.0%を下回っており、良好といえる。
 - エ 将来負担比率について

令和4年度の地方債現在高は増加したが、充当可能な基金の増により、
将来負担額を上回ったため、該当なし。
- ② 資金不足比率について
 - ア 水道事業

令和4年度は、資金不足額が生じていないため、該当なし。
 - イ 下水道事業

令和4年度は、資金不足額が生じていないため、該当なし。
 - ウ 温泉事業

令和4年度は、資金不足額が生じていないため、該当なし。
 - エ 産業団地造成事業

令和4年度は、資金不足額が生じていないため、該当なし。

(3) 是正改善を要する事項

特になし。